

証券コード 6099
2019年3月7日

株 主 各 位

長野県松本市出川町15番12号
株式会社 エ ラ ン
代表取締役社長 櫻 井 英 治

第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年3月20日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|--------|--|-------|
| 1. 日 時 | 2019年3月22日（金曜日） | 午前10時 |
| 2. 場 所 | 長野県松本市深志1-3-21
アルピコプラザホテル3階「ミヤビエ」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） | |
3. 目的事項
報告事項
1. 第25期（2018年1月1日から2018年12月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第25期（2018年1月1日から2018年12月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役2名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役の報酬額改定の件 |
| 第5号議案 | 監査役の報酬額改定の件 |

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 議決権行使書面において、各議案に対する賛否の意思表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- ◎ 当日のお土産の配布につきましては、行っておりません。
株主の皆様にはご理解賜りたくお願い申し上げます。
- ◎ カメラやスマートフォン、携帯電話などによる会場内の撮影や録音は、ご遠慮ください。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト（アドレス <https://www.kkelan.com>）に掲載させていただきます。

<p>事業説明会 開催のご案内</p>	<p>定時株主総会の終了後、引き続き株主総会会場におきまして、当社の事業内容についてのご理解を深めていただくことを目的とした「事業説明会」を開催いたします。株主の皆様におかれましては、ご多忙のことと存じますが、併せてご出席くださいますようお願い申し上げます。 なお、「事業説明会」においては、お食事等のご用意はございませんので、予めご了承くださいようお願い申し上げます。</p>
-------------------------	---

(提供書面)

事業報告

(2018年1月1日から
2018年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀による金融政策の効果により、企業収益が堅調に推移し、非正規雇用の拡大や名目賃金の伸びなど雇用・所得環境は改善し、国内景気は総じて緩やかな回復基調で推移しました。

一方、原油高による企業物価の上昇や米中貿易摩擦の激化、相次ぐ自然災害など、景気の下振れリスクは多数存在しており、依然として国内景気の先行きは不透明な状況にあります。

当社グループが属する医療・介護業界につきましては、2019年1月1日現在、65歳以上人口が3,562万人、総人口の28.2%（総務省統計局 人口推計－2019年1月報－）を占めるなど高齢化が確実に進行しており、当社グループに係るサービスの市場規模はますます拡大するものと思われます。

こうした環境の中、当社グループは、介護医療関連事業の主力サービスである「CS（ケア・サポート）セット」及び「LTセット」をより普及・拡大させるために、当連結会計年度に営業を開始した東京支店（東京都港区）及び福岡支店南九州営業所（熊本県熊本市）を含めた全国18ヶ所の営業拠点において、営業活動を施設（病院及び介護老人保健施設等）に対して展開してまいりました。これにより、当社グループにおける当連結会計年度の新規契約の施設数は177施設、契約終了施設数は29施設となり、当連結会計年度末のCSセット導入施設数とLTセット導入施設数の合計数は、前連結会計年度末より148施設増加し1,140施設となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は18,585,306千円（前期比20.16%増）、営業利益は1,278,724千円（同40.07%増）、経常利益は1,282,455千円（同38.85%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は865,411千円（同31.58%増）となりました。

なお、当社は、前連結会計年度において、株式取得により株式会社エルタスクを子会社化しました。みなし取得日を前第1四半期連結会計期間末（2017年3月31日）としているため、前連結会計年度との比較分析における前連結会計年度の業績については、株式会社エルタスクの9ヶ月間（2017年4月1日から2017年12月31日まで）の業績を連結しております。

なお、当社は、2019年1月1日を効力発生日として、当社普通株式を1株につき2株の割合をもって分割いたしました。これは、投資単位当たりの金額を引き下げるとともに、株式数を増加させることにより株式の流動性を高め、投資家の皆様により投資しやすい環境を整えることを目的として実施したものであります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施しました当社グループの設備投資の総額は、124,646千円であります。

その主なものは、システム開発投資72,884千円、従業員が使用するパソコンの購入費用24,777千円、松本本社改修に伴う内装工事費用等5,569千円、南九州営業所開設に伴う内装工事費用等2,601千円、並びに子会社である株式会社エルタスクの盛岡本社移転に伴う内装工事費用等11,754千円であります。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 22 期 (2015年12月期)	第 23 期 (2016年12月期)	第 24 期 (2017年12月期)	第 25 期 [当連結会計年度] (2018年12月期)
売 上 高(百万円)	－	－	15,466	18,585
経 常 利 益(百万円)	－	－	923	1,282
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	－	－	657	865
1株当たり 当期純利益金額 (円)	－	－	22.11	28.78
総 資 産(百万円)	－	－	6,526	7,824
純 資 産(百万円)	－	－	3,497	4,262
1株当たり 純資産額 (円)	－	－	116.96	140.68

- (注) 1. 当社では、第24期より連結計算書類を作成しております。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均株式数により算出しております。
4. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数から期末自己株式数を控除した株式数により算出しております。
5. 2017年10月1日付で普通株式1株につき2株、2019年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第24期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額及び1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 22 期 (2015年12月期)	第 23 期 (2016年12月期)	第 24 期 (2017年12月期)	第 25 期 [当事業年度] (2018年12月期)
売 上 高(百万円)	9,011	11,407	13,971	16,474
経 常 利 益(百万円)	591	749	798	1,134
当 期 純 利 益(百万円)	363	500	556	781
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 金 額 (円)	12.38	17.00	18.71	26.01
総 資 産(百万円)	4,309	5,263	6,067	7,241
純 資 産(百万円)	2,457	2,921	3,395	4,078
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	83.47	98.43	113.57	134.59

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均株式数により算出しております。
3. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数から期末自己株式数を控除した株式数により算出しております。
4. 2015年7月1日付で普通株式1株につき2株、2017年10月1日付で普通株式1株につき2株、2019年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主な事業内容
株式会社エルタスク	10百万円	100.0%	病院に入院される方や、介護老人保健施設等に入所される方々に対して、衣類、タオル類の洗濯サービス付きレンタルと日常生活用品の提供を組み合わせた日額制のサービス（LTセット）の提供
株式会社エランサービス（注）	10百万円	100.0%	個人向け請求代行業務、カスタマーサポート業務等

（注）2018年9月13日付で株式会社エランサービスを設立いたしました。

③ その他重要な企業結合等の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の経営環境につきましては、高齢人口の増大に伴い、医療・介護業界の市場規模全体の伸び率が継続的に拡大する方向で推移することが予想されるものの、決して楽観できる状況とは考えておりません。今後の行政施策の変更や法改正が当事業に多大な影響を及ぼす可能性、また当社の業態に類似した新規参入業者の出現など外部環境の変化により、競争が激化することも考えられます。

当社グループといたしましては、そのような外部環境の変化の中にあってもさらなる事業規模の拡大を推進していくために、以下の点に注力していくこととしております。

① 全国への営業・サービス網の整備

2018年7月に東京都港区に東京支店を開設し、2018年11月に熊本県熊本市に福岡支店南九州営業所を開設しました。東京支店は東京都23区内、福岡支店南九州営業所は南九州地域（熊本県、宮崎県、鹿児島県）を営業エリアとしております。従来、既存支店からの長距離移動により、当該各エリアの新規開拓及び契約施設への各種対応を行ってまいりました。東京支店及び福岡支店南九州営業所の開設により、当該各エリアに密着したより細やかで迅速なサービスを提供することが可能となりました。当社グループは、現在、全国18ヶ所の営業拠点で営業活動を行っておりますが、今後も新たな支店又は営業所を開設し、営業拠点から施設までの距離を短縮し、迅速かつ細やかなサービスを提供するための体制を整備してまいります。

② 収益性の改善

C Sセット（L Tセットを含む。以下同じ）は、サービス提供を行う施設ごとに各種の仕様決定を行うオーダーメイドタイプのサービスです。利用者へ提供するプランの内容（日額単価、衣類・タオル類の品目・品質等、日常生活用品の品目等）や運営方法（注文受付方法、納品・在庫管理方法等）は、施設や取引業者等との協議の上で個別に決定しております。当社グループは、これまで蓄積してきたノウハウにより採算ラインを判断し各種仕様の検討、提案を行うことにより、収益を確保しておりますが、社員教育不足等によって採算ラインの判断を誤るケースも一部生じております。また、C Sセットのニーズの多様化等によって、施設に常駐の受付スタッフを配置することや、日常生活用品の納品業務を

外部委託すること等によって売上原価率もしくは売上高販管費比率が押し上げられる傾向にあります。

当連結会計年度は、利益率の改善に向けた対策を進め、一定の効果を達成することができましたが、生産性の高い組織へと変化させ、さらなる収益性の改善を図るため、主に以下に記載する「人材の育成」と「システム化の促進」を実行してまいります。

③ 人材の育成

当社グループは、従業員の成長なくして企業の成長はなく、当社グループが持続的に成長するためには、従業員の教育、育成による従業員の成長が必要不可欠な重要な課題であると認識しております。先輩従業員から直接指導を受ける実践型の人材教育（OJT）に加え、より短期間で優秀な人材を育成すべく、新卒採用者への教育プログラムとしてメンター制度の確立や中堅・幹部従業員向けの各種研修の拡充を図ります。また、将来的な海外展開を見据え、今後はグローバルな人材の育成にも力を入れていきます。

なお、当社は、2018年1月から新人事制度を運用開始しております。今後は、当該運用により生じた課題を改善し、さらに実効性のある人事制度へとレベルアップし、人材の育成に努めてまいります。

④ システム化の促進

当社グループは、CSセットの運営にあたり各種の情報システムを利用しております。特に請求管理業務や購買管理業務は労働集約的な業務であり、CSセット契約施設数の増加に伴い、業務量及び当該業務に従事する従業員が増加しております。このため、今後さらにCSセット契約施設数が増加しても、これに対応する従業員の増加をできる限り抑えられるよう、各種業務のシステム化を積極的に推進することで生産性の向上を図り、利益率の改善に取り組んでまいります。

なお、システム化の推進によって、生産性の高い体制を整えるとともに、AIやIT技術を活用した新たなビジネス展開の可能性を探ってまいります。

⑤ 知名度、ブランド力の向上

当社グループがCSセットとして行っている「衣類、タオル類の洗濯サービス付きレンタルと日常生活用品の提供を組み合わせたサービス」

は、当社の上場及び業容の拡大によって、全国的にある程度社会的に認知されるようになってきました。当社は、地域社会に対する協賛活動やメーカーとの契約により当社のオリジナル商品を開発し、CSセット利用者に提供するなど、知名度やブランド力の向上に向けた取り組みを行っております。しかし、現状では、当社グループ及びCSセットサービスの認知度が十分な水準に達しているとはいえません。今後も、利用者、施設、提携業者の満足度を向上させる活動を継続的に行うことによって、当該サービスのトップランナーとしてのブランド力を高めてまいります。

⑥ 顧客満足度の向上と利用料金の回収能力の向上

当社グループのお客様は、病院の入院患者や介護老人保健施設等の入所者である個人です。当社は当該個人のお客様に対し、申込時に信用能力の調査を行うことや経済力が乏しい個人からの利用申込みをお断りすることは現実的ではなく実施しておりません。このため、当社グループとしては、当該個人の顧客満足度を高めること及び利用料金の回収能力を高めることが重要な課題であると認識しております。

例えば、当社グループでは、顧客満足度を高めるために、顧客対応部門であるカスタマーサポートセンターの営業時間の延長や外国人からの問い合わせに対応した電話対応の多言語化、クレジットカード決済等の支払方法の多様化等を検討しております。また、入院時の連帯保証や損害賠償責任の問題等、入院入所時のさまざまな困りごとを解決するための新サービスの開発を行い、顧客満足度の向上に積極的に取り組んでおります。

他方で、利用料金の回収業務については、債権管理部門において書面や電話による細やかな回収活動を実施しております。

当社グループは、引き続き、お客様であるCSセット利用者の顧客満足度の向上と利用料金の回収能力の向上に向けた取り組みを推進してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2018年12月31日現在)

事業区分	事業内容
介護医療関連事業	病院に入院される方や、介護老人保健施設等に入所される方たちに対して、衣類・タオル類の洗濯サービス付きレンタルと日常生活用品の提供を組み合わせたサービス「CS (ケア・サポート) セット」及び「LTセット」を展開しております。

(6) 主要な事業所 (2018年12月31日現在)

① 当社

名称	所在地
本社	長野県松本市
松本村井事業所	長野県松本市
東京支店 東京オフィス	東京都港区
札幌支店	北海道札幌市白石区
さいたま支店	埼玉県さいたま市大宮区
相模原支店	神奈川県相模原市中央区
新潟支店	新潟県新潟市
金沢支店	石川県金沢市
名古屋支店	愛知県名古屋市中区
大阪支店	大阪府吹田市
岡山支店	岡山県岡山市北区
広島支店	広島県広島市中区
四国支店	香川県高松市
福岡支店	福岡県福岡市博多区
福岡支店 南九州営業所	熊本県熊本市中央区

(注) 東京支店は2018年7月2日に開設し、福岡支店南九州営業所は2018年11月1日に開設いたしました。

② 子会社

名 称	所 在 地
株式会社エルタスク	本社（岩手県盛岡市） 仙台支店（宮城県仙台市泉区） 弘前支店（青森県弘前市） 秋田支店（秋田県秋田市）
株式会社エランサービス	本社（長野県松本市）

（注）2018年9月13日付で株式会社エランサービスを設立いたしました。

(7) 従業員の状況（2018年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

242名（130名）（前期比10名増（9名増））

（注）1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、契約社員を含む。）は、（ ）内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。

2. 当社グループは介護医療関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
198名（113名）	13名増（15名増）	32.2歳	4.8年

（注）従業員数は就業人員（当社から当社外への出向者を除き、当社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、契約社員を含む。）は、（ ）内に当事業年度の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2018年12月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2018年12月31日現在)

① 発行可能株式総数 48,000,000株

(注) 2019年1月1日付にて実施した株式分割(1株を2株に分割)に伴い、発行可能株式総数は48,000,000株増加し、事業報告書作成時点において、発行可能株式総数は96,000,000株となっております。

② 発行済株式の総数 15,150,000株

(注) 1. ストック・オプションの権利行使により、発行済株式の総数は前期末比で200,000株増加しております。

2. 2019年1月1日付にて実施した株式分割(1株を2株に分割)により、発行済株式の総数は15,150,000株増加し、事業報告書作成時点において、発行済株式の総数は30,300,000株となっております。

③ 株主数 4,272名

④ 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
櫻 井 英 治	4,080,000株	26.93%
中 島 信 弘	3,220,000株	21.25%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,447,200株	9.55%
佐 藤 幸 夫	760,000株	5.01%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	474,900株	3.13%
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	457,200株	3.01%
野村信託銀行株式会社(投信口)	431,200株	2.84%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	175,000株	1.15%
渡 邊 淳	140,000株	0.92%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	128,600株	0.84%

(注) 持株比率は自己株式(220株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

		第4回新株予約権
発行決議日		2018年7月19日
新株予約権の数		2,130個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式21,300株 (新株予約権1個につき10株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり31,420円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり10円 (1株当たり1円)
権利行使期間		2020年2月1日から2025年1月31日
行使の条件		(注)
使用人等への 交付状況	当社使用人	新株予約権の数 1,910個 目的となる株式数 19,100株 交付者数 41名
	子会社の役員及び 使用人	新株予約権の数 220個 目的となる株式数 2,200株 交付者数 7名

(注) 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- ① 2019年12月31日における当社連結契約施設数（以下、「施設目標」という。）に対して、新株予約権の行使可能割合を以下のとおり定める。
- イ. 施設目標の達成数が1,500施設以上の場合
各新株予約権者に割り当てられた新株予約権（以下、「割当新株予約権」という。）の行使可能割合：100%
- ロ. 施設目標の達成数が1,450施設以上、1,500施設未満の場合
割当新株予約権の行使可能割合：80%

ハ. 施設目標の達成数が1,400施設以上、1,450施設未満の場合

割当新株予約権の行使可能割合：50%

二. 施設目標の達成数が1,400施設未満の場合

割当新株予約権の行使可能割合：0%

② 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合又は従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由があると取締役会が認める場合は、この限りではない。

③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。

④ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2018年12月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	櫻井英治	株式会社エルタスク代表取締役 会長
取締役副社長	安藤剛照	営業本部長 運営管理本部長 株式会社エランサービス監査役
専務取締役	中島信弘	株式会社エルタスク代表取締役 社長 株式会社エランサービス取締役
取締役	峯崎友宏	業務本部長 株式会社エルタスク取締役 株式会社エランサービス取締役
取締役 C F O	原 秀 雄	管理本部長 株式会社エルタスク監査役 株式会社エランサービス代表取 締役社長
取締役	藤田幸司	
常勤監査役	林 憲 司	
監査役	高木伸行	株式会社C&Fロジホールディ ングス社外監査役 株式会社ラクト・ジャパン社外 取締役 株式会社ロッテ非常勤顧問
監査役	愛川直秀	愛川法律事務所所長

- (注) 1. 渡邊淳氏は、2018年3月23日開催の第24回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任しております。
2. 取締役 藤田幸司氏は、社外取締役であります。
3. 監査役 高木伸行氏及び監査役 愛川直秀氏は、社外監査役であります。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5. 当事業年度中の取締役及び監査役の地位、担当及び重要な兼職の状況の異動は、次のとおりであります。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異動年月日
櫻 井 英 治	代表取締役社長 営業本部長 株式会社エルタ スク代表取締役 会	代表取締役社長 株式会社エルタ スク代表取締役 会	2018年1月1日
安 藤 剛 照	取締役副社長 運営管理本部長	取締役副社長 運営管理本部長 営業本部長	2018年1月1日
	取締役副社長 運営管理本部長 営業本部長	取締役副社長 運営管理本部長 営業本部長 株式会社エラン サービス監査役	2018年9月13日
中 島 信 弘	専務取締役 株式会社エルタ スク代表取締役 社	専務取締役 株式会社エルタ スク代表取締役 社 株式会社エラン サービス取締役	2018年9月13日
峯 崎 友 宏	取締役 営業副本部長 株式会社エルタ スク取締役	取締役 営業本部長 株式会社エルタ スク取締役	2018年1月1日
	取締役 営業本部長 株式会社エルタ スク取締役	取締役 営業本部長 株式会社エルタ スク取締役 株式会社エラン サービス取締役	2018年9月13日
原 秀 雄	取締役CFO 管理本部長 株式会社エルタ スク監査役	取締役CFO 管理本部長 株式会社エルタ スク監査役 株式会社エラン サービス代表取 締 役 社 長	2018年9月13日

6. 当事業年度終了後の取締役及び監査役の地位、担当及び重要な兼職の状況の異動は、次のとおりであります。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異動年月日
櫻井英治	代表取締役社長 株式会社エルタ スク代表取締役 会	代表取締役社長	2019年1月1日
安藤剛照	取締役副社長 運営管理本部長 営業本部長 株式会社エラン サービス監査役	取締役副社長 営業本部長 株式会社エラン サービス監査役 株式会社エルタ スク代表取締役 社	2019年1月1日
中島信弘	専務取締役 株式会社エルタ スク代表取締役 社 長 株式会社エラン サービス取締役	専務取締役 事業開発部・情 報システム部管 掌 株式会社エラン サービス取締役	2019年1月1日
峯崎友宏	取 締 役 業 務 本 部 長 株式会社エルタ スク 取 締 役 株式会社エラン サービス取締役	取 締 役 営 業 副 本 部 長 株式会社エラン サービス取締役	2019年1月1日
原 秀 雄	取 締 役 C F O 管 理 本 部 長 株式会社エルタ スク 監 査 役 株式会社エラン サービス代表取 締 役 社 長	取 締 役 業 務 本 部 長 株式会社エラン サービス代表取 締 役 社 長	2019年1月1日
高木伸行	株式会社C&F ロジホールディ ングス社外監査 役 株式会社ラク ト・ジャパン社 外取締役 株式会社ロッテ 非常勤顧問	株式会社C&F ロジホールディ ングス社外監査 役 株式会社ロッテ 非常勤顧問	2019年2月26日

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役	7名	205,850千円
監査役	3名	20,040千円
(うち社外役員)	(3名)	(16,200千円)
合計	10名	225,890千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記には、2018年3月23日開催の第24回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
3. 取締役の報酬限度額は、2017年3月24日開催の第23回定時株主総会において年額360百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、2017年3月24日開催の第23回定時株主総会において年額24百万円と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 監査役高木伸行氏は、株式会社C & F ロジホールディングスの社外監査役、株式会社ラクト・ジャパンの社外取締役及び株式会社ロッテの非常勤顧問であります。当社と各兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役愛川直秀氏は、愛川法律事務所所長であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

地位及び氏名	主 な 活 動 状 況
取締役 藤田幸司	当事業年度に開催された取締役会20回のすべてに出席いたしました。長年にわたる上場会社での経営経験等に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 高木伸行	当事業年度に開催された取締役会20回及び監査役会12回のすべてに出席いたしました。社外での豊富で幅広い経験や株式を含めた金融に関する専門知識を活かして意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、監査の方法その他監査役の職務の執行に関する事項について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 愛川直秀	当事業年度に開催された取締役会20回及び監査役会12回のすべてに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、監査の方法その他監査役の職務の執行に関する事項について適宜、必要な発言を行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,800千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	18,800千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り等の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 「コンプライアンスマニュアル」を整備するとともに、取締役及び使用人に対して必要な啓蒙、教育活動を推進する。
 - ロ. 公益通報者保護法に対応した内部通報制度を構築し、コンプライアンスに対する相談機能を強化する。
 - ハ. 代表取締役社長が選任した、他の部門から独立した内部監査室が各部門の業務執行及び、コンプライアンスの状況等について、定期的に内部監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告する。
 - ニ. 反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応規程」に基づき、いかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢とし、これを社内に周知し明文化する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は、電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」、「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。
 - ロ. 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧することができる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及び、システムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備するとともに、定期的に見直しを行う。
 - ロ. リスク情報等については、取締役会等を通じて管掌役員より取締役及び監査役に対し報告を行う。
 - ハ. 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて法律事務所等の外部専門機関とともに、迅速かつ確かな対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役会は「取締役会規程」に基づき、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務の執行の監督等を行う。毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - ロ. 取締役は、代表取締役社長の指示の下、取締役会決議及び、社内規程等に基づき自己の職務を執行する。各取締役は、取締役及び監査役に対して状況報告を行うほか、会社経営に関する情報を相互に交換する。
 - ハ. 各部門においては、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき権限の移譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制として、関係会社管理規程に基づき、当社管理担当部門が経営等に関する資料の提出を求めるとともに、当社の取締役会への定期報告を求めるとともに、
 - ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制として、子会社の損失の危険の管理体制を構築するため、当社は危機管理及びリスク管理に関する社内諸規程等を整備し、子会社のリスクを管理する。また、子会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等を発見した場合、遅滞なく当社の代表取締役社長を通じて、当社の取締役会に報告し、同時に当社の監査役へ報告する。
 - ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、子会社から定期的に業務報告を受け、重要事項は関係会社管理規程に基づき事前に当社の承認を得ることなどにより、子会社の取締役等の職務執行の効率を確保する。
- 二. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、当社の役員等が子会社の役員等に就任するほか、当社の監査役及び内部監査室による監査により、業務の適正性を検証する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。監査役は、監査役の職務を補助する使用人の選任、考課に関して意見を述べるができるものとする。また、配置された監査役の職務を補助する使用人は、その補助業務に関しては監査役の指揮命令下で遂行することとし、取締役からの指揮命令は受けないものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 取締役及び使用人は、監査役に対し取締役会その他重要な会議への監査役の出席を通じて職務の執行状況を報告するほか、内部監査の実施状況や内部通報制度による通報状況等を報告する。なお、監査役も内部通報制度の通報窓口であるため、使用人は内部通報制度を用いて監査役に直接報告することもできる。
- ロ. 取締役及び使用人は、法令・定款に違反する恐れのある事実や会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は、直ちに監査役に報告する。
- ハ. その他の事項に関しても、監査役から報告を求められた場合には、取締役及び使用人は遅滞なく監査役に報告する。
- 二. 監査役に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人等に周知徹底する。なお、内部通報制度における通報者については、解雇その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならないことや、通報者等に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、就業規則に従って処分を課することができる旨等を内部通報制度運用規程において定め、その保護を図るものとする。
- ⑧ 子会社の取締役及び使用人が当社監査役に報告するための体制
- イ. 子会社の取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、子会社の監査役から報告を求められた事項について速やかに子会社の監査役に報告するとともに、関連会社管理規程に基づき、当社の管理担当部門にも報告する。

- . 当社の管理担当部門は、子会社の取締役及び使用人から、法令及び規程に定められた事項のほか、子会社の監査役から報告を求められた事項について報告を受けた場合には、速やかに当社の監査役にその内容を報告する。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役は、重要な意思決定のプロセスや、業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。
 - . 監査役は、内部監査室と連携を図り、情報交換を行い、必要に応じて内部監査への立会を行う。
 - ハ. 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査法人に意見を求めるなど必要な連携を図る。
 - 二. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等を請求した場合は、当該監査役の職務の執行に必要でないと思われた場合を除き、速やかに当該費用の前払い等の処理をするものとする。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要について

当社は、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、次のとおり運用しております。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「コンプライアンスマニュアル」を用いたコンプライアンス教育を実施するほか、公益通報者保護法に対応した内部通報制度を運用しております。また、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について、他の部門から独立した内部監査室が各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について、定期的に内部監査を実施し、その結果について、社長及び監査役への報告を行うほか、内部監査室室長が定期的に取締役会に出席し、社外も含めた全ての役員に対する活動状況報告を実施しております。

反社会的勢力対応については、総務人事部を主管部署とし、コンプライアンスマニュアルを用いて、いかなる場合においても反社会的勢力には金銭その他の経済的利益を提供しないことを周知徹底しております。また、契約書等の締結にあたっては反社会的勢力排除に関する条項を盛り込んでおります。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び「文書管理規程」、「稟議規程」等に基づき、必要な文書等を保存・管理し、取締役及び監査役は必要に応じてこれらの文書等を速やかに閲覧できる体制を整えております。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

C Sセット利用者の個人情報に関わるリスクや貸倒リスク等、会社運営全般に関わるトラブル・リスクについては、適宜、取締役会等を通じて管掌役員より取締役及び監査役に報告が行われております。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

毎月1回の定時取締役会において、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務の執行の監督等を行うほか、「業務分掌規程」、「職務権限規程」、「組織規程」及び「稟議規程」等によって意思決定手順を明確に定め、これに従った運用を行うことにより、職務執行の効率化を図っております。

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の取締役又は使用人が子会社の取締役又は監査役に就任し、子会社において毎月1回の定時取締役会を開催し、子会社の情報共有、経営課題の審議を実施しております。

さらに、子会社の社長に就任している当社の取締役が、当社における毎月1回の定時取締役会で、子会社の状況報告を実施しております。

また、当社の内部監査室が子会社の取締役及び使用人の職務の適正性を確認するため、定期的に内部監査を実施し、その結果を当社の社長へ報告しております。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

専属の補助スタッフは配置しておりませんが、経営管理部の担当者が取締役会開催時等において監査役の補助を実施しております。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

使用人から監査役への報告については、内部通報制度によることができるほか、監査役から報告要請があった場合には取締役及び使用人は、遅滞なく監査役への報告を行っております。

- ⑧ 子会社の取締役及び使用人が当社監査役に報告するための体制

毎月1回開催される当社の定時取締役会において、子会社の社長に就任している当社の取締役が、当社監査役を含む当社の全役員に対し、子会社の状況報告を実施しております。また、子会社に係る法令及び規程に定められた事項並びに子会社の監査役から報告を求められた事項について、当社の経営管理部が子会社の取締役及び使用人から報告を受けた場合には、速やかに当該事項を当社の監査役に報告することとしております。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は内部監査室及び監査法人とも連携し、必要な情報収集及び意見交換を実施しております。また、監査役の職務執行に必要な費用の精算は適切に行っております。

連結貸借対照表

(2018年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,150,169	流動負債	3,561,764
現金及び預金	3,057,392	買掛金	2,745,825
売掛金	2,477,293	未払金	259,241
商品	592,548	未払費用	109,671
貯蔵品	2,171	未払法人税等	310,117
未収入金	1,180,556	未払消費税等	80,249
繰延税金資産	157,252	賞与引当金	7,998
その他	40,754	その他	48,659
貸倒引当金	△357,801		
固定資産	674,270	負債合計	3,561,764
有形固定資産	302,150	(純資産の部)	
建物及び構築物	141,551	株主資本	4,258,408
機械装置及び運搬具	14,082	資本金	573,496
土地	114,018	資本剰余金	543,496
その他	32,498	利益剰余金	3,141,654
無形固定資産	238,990	自己株式	△238
ソフトウェア	106,344	その他の包括利益累計額	△13,940
のれん	127,026	その他有価証券 評価差額金	△13,940
その他	5,620	新株予約権	18,207
投資その他の資産	133,129		
投資有価証券	53,720		
その他	79,409	純資産合計	4,262,675
資産合計	7,824,440	負債純資産合計	7,824,440

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2018年1月1日から
2018年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		18,585,306
売 上 原 価		13,758,175
売 上 総 利 益		4,827,130
販売費及び一般管理費		3,548,406
営 業 利 益		1,278,724
営 業 外 収 益		
固 定 資 産 売 却 益	125	
助 成 金 収 入	1,076	
そ の 他	3,065	4,266
営 業 外 費 用		
固 定 資 産 除 却 損	331	
そ の 他	204	536
経 常 利 益		1,282,455
税金等調整前当期純利益		1,282,455
法人税、住民税及び事業税	468,516	
法人税等調整額	△51,472	417,043
当 期 純 利 益		865,411
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純利益		865,411

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年1月1日から
2018年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	565,666	535,666	2,395,841	△145	3,497,028
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	7,830	7,830			15,660
剰 余 金 の 配 当			△119,598		△119,598
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			865,411		865,411
自己株式の取得				△92	△92
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	7,830	7,830	745,813	△92	761,380
当 期 末 残 高	573,496	543,496	3,141,654	△238	4,258,408

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	-	-	-	3,497,028
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				15,660
剰 余 金 の 配 当				△119,598
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				865,411
自己株式の取得				△92
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△13,940	△13,940	18,207	4,267
当 期 変 動 額 合 計	△13,940	△13,940	18,207	765,647
当 期 末 残 高	△13,940	△13,940	18,207	4,262,675

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	2社
連結子会社の名称	株式会社エルタスク 株式会社エランサービス

当連結会計年度から株式会社エランサービスを連結の範囲に含めております。これは、株式会社エランサービスを当連結会計年度において新たに設立したことによるものであります。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

2. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

・ その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法により算定しております。ただし、外貨建その他有価証券は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は評価差額として処理しております。また、評価差額は、全部純資産直入法により処理しております。

② たな卸資産

・ 商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～38年
構築物	10～45年
車両運搬具	5～6年
工具、器具及び備品	4～15年

- ② 無形固定資産 定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- (3) 重要の引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
- (4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
- (5) のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、5年間にわたる均等償却を行っております。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「無形固定資産」の「その他」に含めていた「ソフトウェア」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

また、前連結会計年度において、「流動負債」の「その他」に含めていた「未払費用」及び「未払消費税等」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「助成金収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 136,465千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	14,950,000株	200,000株	一株	15,150,000株

(注) ストック・オプションの権利行使により、発行済株式の総数が200,000株増加しております。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	162株	58株	一株	220株

(注) 単元未満株式の買取りにより、自己株式の株式数が58株増加しております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年3月23日 定時株主総会	普通株式	119,598	8	2017年12月31日	2018年3月26日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年3月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	212,096	14	2018年12月31日	2019年3月25日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資の運用については、短期的な預金による運用に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

i. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、業務部が顧客（CSセット利用者）ごとの債権残高を定期的にモニタリングし、顧客ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社においても、同等の水準にて管理を行っております。

ii. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、経営管理部が各部署からの報告に基づき、定期的に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。連結子会社においても、同等の水準にて管理を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	3,057,392	3,057,392	—
(2) 売掛金及び未収入金 貸倒引当金(※)	3,657,850 △357,801		
	3,300,049	3,300,049	—
資 産 計	6,357,442	6,357,442	—
(1) 買 掛 金	2,745,825	2,745,825	—
(2) 未 払 金	259,241	259,241	—
(3) 未 払 費 用	109,671	109,671	—
(4) 未 払 法 人 税 等	310,117	310,117	—
(5) 未 払 消 費 税 等	80,249	80,249	—
負 債 計	3,505,106	3,505,106	—

(※) 売掛金及び未収入金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金及び未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品 (単位: 千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式 (※)	53,720

(※) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 140円68銭

(2) 1株当たり当期純利益金額 28円78銭

(注) 当社は、2019年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を計算しております。

8. 重要な後発事象に関する注記

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2018年11月9日開催の取締役会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行うことを決議し、以下のとおり、2019年1月1日を効力発生日として株式分割を実施いたしました。

(1) 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、株式数の増加により株式の流動性を高めることで、投資家の皆様により投資しやすい環境を整えるとともに、投資家層の更なる拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 株式分割の方法

2018年12月31日（月曜日）（同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質上は2018年12月28日（金曜日））を基準日とし、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を1株につき2株の割合をもって分割いたしました。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	15,150,000 株
今回の分割により増加する株式数	15,150,000 株
株式分割後の発行済株式総数	30,300,000 株
株式分割後の発行可能株式総数	96,000,000 株

③ 分割の日程

基準日公告日	2018年12月14日（金曜日）
基準日	2018年12月31日（月曜日） （実質上、2018年12月28日（金曜日））
効力発生日	2019年1月1日（火曜日）

④ 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響については、当該箇所に記載しております。

貸借対照表

(2018年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,108,074	流動負債	3,163,904
現金及び預金	2,507,972	買掛金	2,465,962
売掛金	2,216,886	未払金	228,142
商 品	522,615	未払費用	85,324
前払費用	19,257	未払法人税等	274,671
未収入金	1,015,531	未払消費税等	73,056
繰延税金資産	142,223	従業員預り金	20,905
その他	17,027	その他	15,840
貸倒引当金	△333,441	負債合計	3,163,904
固定資産	1,133,888	(純資産の部)	
有形固定資産	279,116	株主資本	4,073,791
建物	132,702	資本金	573,496
構築物	1,244	資本剰余金	543,496
車両運搬具	13,591	資本準備金	543,496
工具、器具及び備品	17,557	利益剰余金	2,957,037
土地	114,018	利益準備金	7,500
無形固定資産	103,597	その他利益剰余金	2,949,537
ソフトウェア	97,977	別途積立金	12,500
その他	5,620	繰越利益剰余金	2,937,037
投資その他の資産	751,174	自己株式	△238
投資有価証券	53,720	評価・換算差額等	△13,940
関係会社株式	623,000	その他有価証券	△13,940
敷 金	49,605	評価差額金	△13,940
繰延税金資産	21,924	新株予約権	18,207
その他	2,924	純資産合計	4,078,058
資産合計	7,241,962	負債純資産合計	7,241,962

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2018年1月1日から
2018年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		16,474,458
売 上 原 価		12,336,158
売 上 総 利 益		4,138,300
販売費及び一般管理費		3,088,288
営 業 利 益		1,050,011
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	27	
受 取 家 賃	555	
固 定 資 産 売 却 益	90	
助 成 金 収 入	1,076	
経 営 指 導 料	72,000	
そ の 他	10,536	84,286
営 業 外 費 用		
固 定 資 産 除 却 損	87	
そ の 他	0	87
経 常 利 益		1,134,210
税 引 前 当 期 純 利 益		1,134,210
法人税、住民税及び事業税	397,464	
法 人 税 等 調 整 額	△45,235	352,229
当 期 純 利 益		781,980

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年1月1日から)
(2018年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		
					別途積立金	繰 越 剰 余 金	利 益 金
当 期 首 残 高	565,666	535,666	535,666	7,500	12,500	2,274,655	
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	7,830	7,830	7,830				
剰 余 金 の 配 当						△119,598	
当 期 純 利 益						781,980	
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	7,830	7,830	7,830	-	-	662,382	
当 期 末 残 高	573,496	543,496	543,496	7,500	12,500	2,937,037	

	株 主 資 本			評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 予 約 株 権	純 資 産 計
	利益剰余 金	自己株式	株主資本 合 計	その 他 証 券 価 差	有 評 価 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計		
	利益剰余 金 合 計							
当 期 首 残 高	2,294,655	△145	3,395,842	-	-	-	3,395,842	
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行			15,660				15,660	
剰 余 金 の 配 当	△119,598		△119,598				△119,598	
当 期 純 利 益	781,980		781,980				781,980	
自己株式の取得		△92	△92				△92	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				△13,940	△13,940	18,207	4,267	
当 期 変 動 額 合 計	662,382	△92	677,949	△13,940	△13,940	18,207	682,216	
当 期 末 残 高	2,957,037	△238	4,073,791	△13,940	△13,940	18,207	4,078,058	

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券
・ 其他有価証券
時価のないもの

移動平均法による原価法により算定しております。ただし、外貨建其他有価証券は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は評価差額として処理しております。また、評価差額は、全部純資産直入法により処理しております。

- ② たな卸資産
・ 商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～38年
構築物	10～45年
車両運搬具	5～6年
工具、器具及び備品	4～15年

- ② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- (3) 引当金の計上基準
貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 128,180千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高
営業取引以外の取引による取引高 93,136千円
出向負担金 12,707千円
経営指導料 72,000千円
受取出向料 8,428千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	162株	58株	－株	220株

(注) 単元未満株式の買取りにより、自己株式の株式数が58株増加しております。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

(流動の部)

繰延税金資産

未払事業税 14,718千円
貸倒引当金 101,566千円
未払賞与等 16,432千円
未払役員賞与 6,838千円
商品評価損 2,666千円
繰延税金資産合計 142,223千円

(固定の部)

繰延税金資産

繰延資産償却超過額 1,714千円
一括償却資産 6,525千円
減価償却費 8,711千円
株式報酬費用 4,973千円
繰延税金資産合計 21,924千円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

当社は、車両及び事務用品等の一部について、所有権移転外ファイナンス・リース取引により使用しております。当該リース取引については、重要性が乏しいため、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社エルタスク	所有直接100.0	経理管理、役員の兼任、出向契約	経営指導料の受取り (注) 1.	72,000	経営指導料	—
				受取出向料の受取り (注) 2.	8,428	営業外収益 その他	—
				出向負担金の支払い (注) 2.	12,707	出向負担金	—

- (注) 1. 経営指導の内容を勘案して、両者協議の上で決定しております。
2. 受取出向料及び出向負担金は、出向契約に基づいて決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 134円59銭
(2) 1株当たり当期純利益金額 26円01銭

(注) 当社は、2019年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を計算しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

「連結計算書類 連結注記表 8. 重要な後発事象に関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年2月14日

株式会社エラン

取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 矢野 浩一 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 下条 修司 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エランの2018年1月1日から2018年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エラン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年2月14日

株式会社エラン

取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 矢野 浩一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 下条 修司 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エランの2018年1月1日から2018年12月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年1月1日から2018年12月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び支店等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年2月21日

株式会社 エラン 監査役会

監査役（常勤） 林 憲 司 ㊟

監査役（社外監査役） 高 木 伸 行 ㊟

監査役（社外監査役） 愛 川 直 秀 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと考え、安定配当の維持を基本としながら今後の事業展開等を総合的に勘案して、以下のとおり当期の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金14円
総額212,096,920円

(注) 当社は2019年1月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。当期（第25期）の期末配当につきましては、配当基準日が2018年12月31日となりますので、当該株式分割実施前の株式数を基準として配当を実施いたします。

- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年3月25日

第2号議案 取締役2名選任の件

経営体制の強化を図るため、取締役2名を増員することとし、取締役2名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款第21条第2項の定めにより、他の在任取締役の任期の残存期間と同一となります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	※ すず 鈴木 隆 二 (1983年8月23日)	2006年 4月 当社入社 2017年 4月 当社営業本部西日本エリア次長 2017年 8月 当社営業本部部長(西日本エリア担当) 2019年 1月 当社営業本部部長(東北エリア担当) (現任) 株式会社エルタスク常務取締役就任 (現任)	14,000株
(取締役候補者とした理由) 鈴木隆二氏は、新卒採用の社員として当社に入社して以来、一貫して営業部門において当社の事業規模拡大に多大な貢献をしており、今後の当社のさらなる事業成長に寄与できる知見と能力を有しております。また、2019年1月からは、グループ会社である株式会社エルタスクの常務取締役を務めております。これらの経験、実績を生かして当社経営を担えるものと判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
2	※ あき やま だい き 秋 山 大 樹 (1978年9月17日)	2003年11月 税理士法人山田&パートナーズ 入所 2012年 3月 当社入社 2017年 2月 株式会社エルタスク取締役 2017年 4月 当社管理本部経営管理部長 2019年 1月 当社管理本部長兼経営管理部長 (現任) 株式会社エルタスク監査役 (現 任)	10,000株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>秋山大樹氏は、公認会計士としての経理財務分野に関する高い識見に加えて、当社経営管理部長として、事業規模拡大を続ける当社の経営管理業務に多大な貢献をしております。さらに、2017年の2月からは、グループ会社である株式会社エルタスクの役員を務めるなど、経営に関する知見も持ち合わせております。これらの経験、実績を生かして当社経営を担えるものと判断し、取締役候補者いたしました。</p>			

- (注) 1. ※印は、新任の候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 各候補者の所有する当社株式の数は、当期末（2018年12月31日）現在の株式数を記載しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役林憲司氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠として選任する監査役の任期は、当社定款第33条第2項の定めにより、その前任の監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の株式数
※ 江 山 弘 (1970年2月2日)	2007年11月 当社入社 2012年4月 株式会社総合会計 入社 2014年11月 税理士法人総合会計 入所 2016年10月 当社入社 2018年1月 当社内部監査室室長 2019年1月 当社専務取締役付次長(現任)	一株
(監査役候補者とした理由) 江山弘氏は、当社の上場以前から経理部門の基盤構築に尽力した経験を有し、加えて、内部監査業務を通じて当社の事業内容及び管理体制等に精通しております。また、税務・会計関連の専門的な知見を基礎に、当社内部監査部門の責任者として当社の監査体制の充実・強化に貢献してまいりました。これらの知識と経験に基づいて監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断したため、監査役候補者いたしました。		

(注) 1. ※印は、新任の候補者であります。

2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2017年3月24日開催の第23回定時株主総会において、年額360百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、事業規模のさらなる拡大及び企業価値の持続的な向上を目的とする経営体制の強化並びに取締役2名の増員等、諸般の事情を考慮いたしまして、賞与を含めた取締役の報酬額を年額460百万円以内と改定させていただきたいと存じます。また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含めないものとしたします。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は8名（うち社外取締役1名）となります。

第5号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、2017年3月24日開催の第23回定時株主総会において、年額24百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、当社のコーポレートガバナンスにおける監督機能の強化に伴う監査役の責務の増大等の事情を考慮いたしまして、監査役の報酬額を年額28百万円以内と改定させていただきたいと存じます。

なお、現在の監査役は3名であり、第3号議案が原案どおり承認可決された場合でも、監査役の員数に変更はございません。

以上

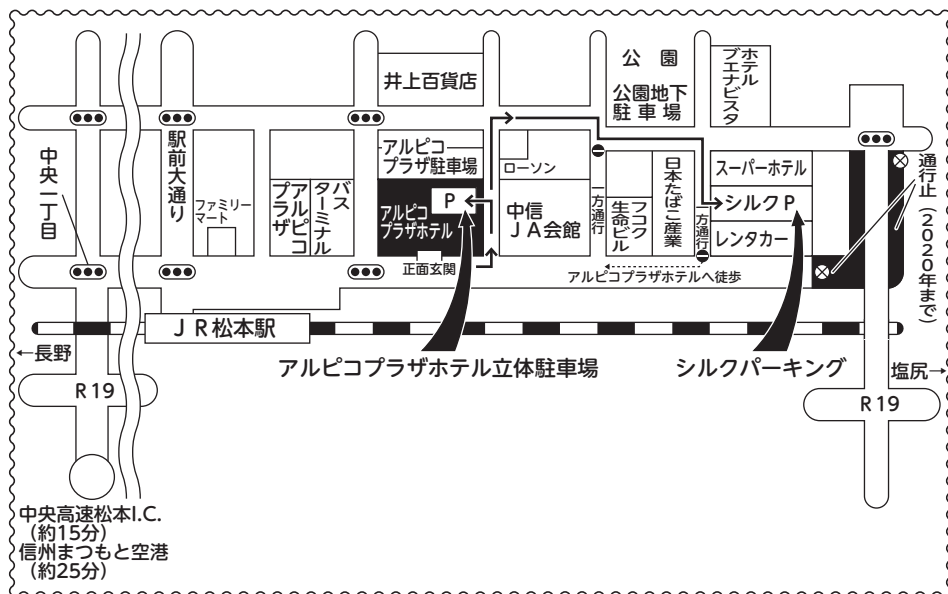
株主総会会場ご案内図

会 場

長野県松本市深志1-3-21

アルピコプラザホテル 3階「ミヤビエ」

Tel.0263-36-5055



■全長5m・車高1.55m・車巾1.8m・重量1,700kg以内の車輛は、アルピコプラザホテル立体駐車場をご利用いただけます。このサイズを超える車輛につきましては、アルピコプラザホテル契約駐車場（シルクパーキング）へのご案内となります。

[交通] J R 松本駅東口より 徒歩3分

長野自動車道松本 I.C.より 車約15分